

通達甲（副監．総．施．管）第7号
平成3年3月27日

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官
各 殿
所属 長

副 総 監

○ 東京都職員住宅管理規則の運用について

〔沿革〕 平成6年4月 通達甲（副監．総．施．管）第8号
23年12月 同（副監．総．施．管2）第17号改正

このたび、東京都職員住宅管理規則（平成3年東京都規則第7号。以下「規則」という。）が施行されたことに伴い、公舎の使用に関する解釈及び運用については、次によることとしたから、事務取扱上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

おって、公舎の使用について（昭和53年9月30日通達甲（副監．総．施．管）第8号）は、廃止する。

記

第1 定義（規則第2条関係）

- 1 規則第2条第5号に規定する「職員住宅」とは、警視総監公舎、警察署長公舎、本部公舎及び警備待機所（以下「公舎」という。）をいい、警備待機所は、単身者待機寮及び有家族者待機寮に区分する。
- 2 次に掲げるもののうち、公舎として運用しているものについては、前1の公舎とみなすものとする。
 - (1) 借用建物
 - (2) 不動産投資事業により無償貸与契約中の建物
 - (3) その他総務部長が必要と認める建物

第2 公舎の区分及び種別（規則第3条関係）

1 公舎の区分

- (1) 規則第3条第1項第1号に規定する「第1号住宅」とは、本来の職務に伴い、勤務時間外においても都民の生命若しくは財産を保護するための非常勤務又は通信事務に関する非常勤務に従事するため、その勤務する公署の構内又はこれに近接する場所に居住する必要がある者で、常時待機的な拘束を強いられるものの居住の用に供するた

めに設置する公舎をいい、当庁においては、警視總監公舎、警察署長公舎及び単身者待機寮並びに本部公舎の一部がこれに該当する。

- (2) 規則第3条第1項第2号に規定する「第2号住宅」とは、本来の職務に関連して、勤務時間外においても都民の生命若しくは財産を保護するため一定の業務に従事する者、通常の勤務場所に比してへき遠な場所にある公署に勤務する者又は職務の執行上一定の場所に居住する必要がある者の居住の用に供するために設置する公舎をいい、当庁においては、本部公舎の一部及び有家族者待機寮がこれに該当する。

2 公舎の種別

- (1) 規則第3条第2項第1号に規定する「家族住宅」とは、警視總監公舎、警察署長公舎、本部公舎及び有家族者待機寮をいう。
- (2) 規則第3条第2項第3号に規定する「独身寮」とは、単身者待機寮をいう。

第3 公舎の管理（規則第4条・第6条から第9条関係）

1 管理区分

総務部長及び警務部長は、次の区分により公舎の管理等に関する事務を統括するものとする。

- (1) 総務部長 警視總監公舎、警察署長公舎、本部公舎
- (2) 警務部長 警備待機所

2 管理人及び技術管理人

- (1) 総務部長又は警務部長は、公舎の維持管理を行うために必要があると認めるときは、公舎の使用者のうちから選考により管理人又は技術管理人を選任し、次の業務の全部又は一部を行わせることができる。

ア 管理人の業務

- (ア) 備品台帳の整備に関すること。
- (イ) 職員住宅居住者名簿（規則第2号様式）の管理に関すること。
- (ウ) 公舎の入居又は明渡しの立会いに関すること。
- (エ) 火災及び盗難の予防並びに衛生に関すること。
- (オ) 居住者の共同生活に必要な連絡に関すること。
- (カ) 建物及び土地その他施設の保守に関すること。
- (キ) 前記のほか、総務部長又は警務部長の指示した事項

イ 技術管理人の業務

公舎に附属する機械設備の状況を随時点検し、手入れその他保全に必要な手段を講じ、機械設備の状況につき、必要の都度、総務部長又は警務部長に報告するものとする。

第4 使用者の範囲（規則第5条関係）

- 1 公舎の使用人は、前記第2に規定する公舎の区分及び種別に応じ、それぞれの設置目的に該当する職員とする。

- 2 総務部長又は警務部長は、特に必要があると認めるときは、前1に定める使用者のほか、適当と認める者に公舎を使用させることができる。

第 5 使用者の指定（規則第 10 条から第 13 条関係）

- 1 公舎の使用者を指定する者（以下「指定者」という。）は、次のとおりとする。
 - (1) 警察署長公舎及び本部公舎については、総務部長
 - (2) 有家族者待機寮については、警務部長
 - (3) 単身者待機寮については、当該待機寮の運営管理責任者
- 2 指定者は、公舎の使用者を指定する場合は、職員住宅入居指定書（規則第 3 号様式）を当該使用者に交付しなければならない。ただし、人事異動等により同時に多数の使用者を指定する場合は、規則第 10 条第 3 項ただし書の規定により、別に定める様式によるものとする。
- 3 指定者は、公舎の使用者を指定したときは、職員住宅使用者指定・決定通知書（規則第 7 号様式）により当該公舎の管理人に通知するものとする。
- 4 公舎の使用の指定を受けた者は、職員住宅入居指定書に記載された日の翌日から起算して 14 日以内に当該公舎に入居しなければならない。
- 5 公舎の使用の指定を受けた者は、入居後速やかに職員住宅居住者名簿（規則第 2 号様式）を指定者に提出するものとする。
- 6 公舎の使用者は、同居親族に異動があったときは、同居親族異動届（規則第 9 号様式）を指定者に提出しなければならない。

第 6 使用者の義務（規則第 14 条・第 15 条関係）

- 1 公舎の使用者は、善良な管理者の注意をもって、その入居した公舎を使用しなければならない。
- 2 公舎の使用者は、次の行為をしてはならない。
 - (1) 公舎の全部又は一部を転貸すること。
 - (2) 公舎に同居親族以外の者を同居させること。
 - (3) 公舎を居住以外の用に供すること。
 - (4) 改造等を行うこと。
 - (5) 動物（指定者の指定するもの）の飼育を行うこと。
 - (6) 公舎の安全管理上の妨げになる行為
 - (7) その他総務部長又は警務部長が指定する行為
- 3 公舎の使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、その使用する公舎を滅失し、又は損傷したときは、速やかに総務部長又は警務部長に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 4 公舎の使用者は、公舎の主体部分以外の修繕の費用を負担しなければならない。
- 5 公舎の使用者は、指定者が安全管理上又は維持保全上必要と認め、公舎に立ち入るときは、これに協力しなければならない。
- 6 公舎の使用者は、当該公舎の使用者が共同で使用する公舎の施設について必要な注意を払い、指定者の指示に従ってこれらを正常な状態において維持しなければならない。

第 7 明渡し（規則第 17 条から第 21 条関係）

- 1 公舎の使用者は、職員でなくなったときは、その旨を速やかに指定者に届け出て、職員でなくなった日から 30 日を経過する日までに、当該公舎を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者が死亡したことにより職員でなくなったときは、死亡の際におけるその者に係る同居親族が当該公舎を明け渡さなければならない。
- 2 指定者は、公舎の使用者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該使用者に対し、直ちに公舎の使用を取り消した上で、30 日以内の期限を付して当該公舎の明渡しを命じなければならない。
 - (1) 転任等により職務の内容が変更したため、公舎を使用する必要がなくなったとき。
 - (2) 指定者が特に明渡しの必要があると認めるとき。
- 3 前1及び2の規定にかかわらず、指定者は、次のいずれかに該当するときは、公舎の使用者（使用者が死亡したときは、死亡の際におけるその者に係る同居親族）に対し、当該使用者の申請に基づき、それぞれに定める期間の範囲内において明渡しの猶予をすることができる。
 - (1) 使用者が職員でなくなったとき（死亡したときを除く。）。 3月
 - (2) 使用者が死亡したとき。 6月
 - (3) 前2の(1)の規定により明渡しを命じたとき。 3月
 - (4) 前2の(2)の規定により明渡しを命じたとき。 6月
- 4 公舎の使用者（使用者が死亡したときは、死亡の際におけるその者に係る同居親族）が公舎を明け渡すときは、次の手続によらなければならない。
 - (1) 明け渡す日の 15 日前までに指定者にその旨を申し出ること。
 - (2) 当該公舎を原状に回復すること。
 - (3) 職員住宅明渡届（規則第 10 号様式）を指定者に提出すること。
- 5 公舎の明渡しは、次に掲げる係員の立会いの下で行うものとする。ただし、管理人を設置している公舎にあつては、当該公舎の管理人が行うものとする。
 - (1) 警察署長公舎及び本部公舎にあつては、施設課長及び用度課長の命ずる係員
 - (2) 有家族者待機寮にあつては、厚生課長の命ずる係員
 - (3) 単身者待機寮にあつては、当該待機寮の運営管理責任者の命ずる係員

第 8 使用料（規則第 24 条から第 35 条関係）

- 1 公舎の使用料は、東京都総務局長との協議に基づき別に定める額とする。
- 2 公舎の使用料は、月額によるものとし、当月の給料から控除する。ただし、給与から控除できない場合は、別に定める手続により現金納入するものとする。
- 3 月の中途において公舎の入居の指定を受け、又はこれを明け渡した場合において、その月における使用すべき日数又は使用した日数が 15 日以下のときは、当該月の公舎の使用料を月額の 2 分の 1 とする。

第 9 職員住宅台帳（規則第 40 条関係）

総務部長は、警視總監公舎、警察署長公舎、本部公舎に係る職員住宅台帳（規則第 12 号様式）を、警務部長は、警備待機所に係る職員住宅台帳をそれぞれ備え付けなければならない。

第 10 駐車施設（規則第 42 条関係）

規則第 42 条に規定する駐車施設は、警備待機所に附置する駐車施設とする。

第 11 その他

公舎の維持、管理その他必要な細部事項は、総務部長及び警務部長が別に定めるものとする。